

# 保育内容／領域 健康をwell-beingから再考する — 保育者養成課程を俯瞰して —

清水 将之

(2020年1月31日受理)

## 要 旨

本研究は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂および教職課程コアカリキュラムの策定ならびに指定保育士養成施設の指定及び運営の基準の改訂の背景を十分に考慮しながら、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における保育内容／領域 健康をwell-beingから再考することを目的としている。

well-beingはその濫觴を世界保健機関（WHO）の世界保健機関憲章（Constitution of The World Health Organization）に見ることができ、あわせて子どもの健康や成長の重要性が言及されているのである。また、児童の権利に関する条約でも同様の言及がなされているのである。

先に示した諸種の改訂や策定の背景として、子どもにとっての健康や成長は、基本的人権や最善の利益を構成する核心的なものと言える。それは、乳幼児教育機関においても等しく核心的なものであり、保育者養成課程を俯瞰しても同様である。

キーワード well-being、世界保健憲章、児童の権利に関する条約、  
保育内容／領域 健康

## I. 緒言

日本における就学前の主な乳幼児教育機関は保育所、幼稚園、認定こども園<sup>1)</sup>である。（一社）全国保育士養成協議会会長であり、今般の保育所保育指針の改訂にあたり主導的な役割を果たした汐見稔幸は、改訂の途上から今般の幼児教育の無償化を遠望したうえで、乳幼児教育の重要性を指摘していた<sup>2)</sup>。この指摘を追補するものとして、A.I. (Artificial Intelligence) の瀾漫やこれによる職業や産業の代替可能性<sup>3)</sup>、新井紀子らによる大規模なRST Test<sup>4)</sup>の結果などを挙げるができる。こうした潮流の中で、保育所保育指針（以下、「保育指針」とする。）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「教育・保育要領」

1

とする。)、幼稚園教育要領(以下、「教育要領」とする。)は改訂され、その改訂の要諦として、乳幼児教育の位置付けの強化や社会環境や構造の変化による「生きる力」の重要性を引き続き顕示しているのである<sup>5)</sup>。こうした乳幼児期における生きる力は、子どもの主体的で対話的な遊びを通じた経験から育まれるものである。この点は、保育指針、教育・保育要領、教育要領でも十分に示されている。むしろ、強調されているとしても過言ではない<sup>(注1)</sup>。また、子どもにとっての遊びの重要性は「児童の権利に関する条約」<sup>6)</sup>においても示されているところである<sup>7)</sup>。こうした子どもの遊びを基底的に支持しているものは、子どもの「健康」である。W.H.O.(世界保健機関)の憲章であるConstitution of The World Health Organizationの前文においても「健康の定義」や「子どもの健やかな成長は生きる力にとって不可欠である」と述べているのである<sup>(注2), 8)</sup>。

ところで、保育指針、教育・保育要領、教育要領の改訂と同じくして、とりわけ幼稚園教諭(教職)課程では「教職課程コアカリキュラム」(以下、「コアカリキュラム」とする。)が示された。このコアカリキュラムの策定にあたり主導的な役割を果たした無藤隆はそのモデルカリキュラムを提示している<sup>9)</sup>。その中でも、先に示したW.H.O.のConstitution of The World Health Organizationの前文において示されて、一般的に理解されている健康の定義を参照することを領域「健康を取り扱う際に推奨している<sup>10)</sup>。この定義に、well-beingが出現し、身体的、精神的、社会的に健康な状態ことwell-beingであるとしている<sup>11)</sup>。OECDが実施したPISAテストの結果からも、小学校時期の身体能力や健康が学力得点を予測されることを明らかにしている<sup>(注3), 12)</sup>。こうした学童期における身体能力、健康は乳幼児期における基本的な生活習慣、健康、遊びを通じた重要性を改めて投げかけるものである。

本研究ではこうした現状を踏まえ、保育指針、教育・保育要領、教育要領における保育内容/領域「健康」について、Constitution of The World Health Organizationの前文や児童の権利に関する条約を参照し、保育者養成課程全体を俯瞰しながら、well-beingの視点から再考することは意義のあることと料する。

## II. 先行研究の検討

本研究はwell-beingの視点から、乳幼児教育機関の保育や教育内容が示されている保育指針、教育・保育要領、教育要領を再考する試みである。まず、well-beingに関する研究を検討しておきたい。

CiNii(国立情報学研究所(NII)が運営する学術情報データベース)の論文検索で、検索語「well-being」で検索すると5,192件が該当する(2019年(令和1年)11月29日現在)。また、検索語「ウエルビーイング」で33件、「ウェルビーイング」で563件が該当する。そこで、乳幼児を対象するものとして、検索語「well-being」+「乳幼児」で42件、「well-being」+「幼児」で72件、「well-being」+「子ども」で245件であった。

まず、「well-being」+「乳幼児」の42件を検討してみると、児童家庭福祉分野における研究、社会福祉分野における研究、公衆衛生や医療・保健分野における研究、海外福祉分野におけ

る研究などに分類することができる。

次に、「well-being」+「幼児」で72件を検討してみると、「well-being」+「乳幼児」と同様の傾向であるが、幼児の生活習慣に関する研究が出現してくる。その中で、保育制度論を専門とする伊藤良高の論文「幼稚園・保育所」「一体化」「一元化」と幼児教育・保育行政の連携—認定こども園制度を中心に—は、諸制度の成立過程と問題点を端的に整理したうえで、乳幼児教育・行政制度の一元化は「乳幼児のウェルビーイング（幸福）と親・保護者のウェルビーイングの同時的・統一的保障という観点から、その内実が豊かにされている必要がある。」と述べている<sup>13)</sup>。児童福祉学の立場から論じられるものが多い中、幼保一元化の議論の文脈の中ではあるが「幼稚園」を挙げているのは希有である。

更に、「well-being」+「子ども」で245件を検討してみると、先に示した検討と同様の傾向に加え、子どもに関する今日的な課題に関するもの、児童福祉施設の入所児を対象としたもの、教育機関における授業実践報告が出現してくる。その中で、社会福祉学の大塩まゆみの論文「子どものウェルビーイングの現状と課題—保育政策の動向—」は、保育政策が子どもの発達やニーズに応えているのかという疑問を呈し、保育政策の歴史的過程を概観し、今日の問題点を別括したうえで「子どものウェルビーイングの視点で保育政策を検討するにあたっては、保育内容の質が重要である。」と考察している<sup>14)</sup>。本研究にあたって有用な示唆である。

続けて、畠中宗一編「子どものウェルビーイング 子どもの『健幸』を実現する社会を目指して」とする特集が「現代のエスプリ」で発刊されている<sup>15)</sup>。2000年代を通して児童福祉法関係法令が相次いで改訂されたこと、特に2004（平成16）年の児童福祉法の改訂（児童相談体制の充実）から見てもwell-beingの立場から論ぜられるのは顕かである。本書では、児童福祉の各立場から縦横に子どもを中心としてwell-beingを論じている。このように、児童と児童福祉を対象として縦断的にwell-beingを検討しているものは、以後見当たらない。よって、本研究に多大な示唆を与える重要なものである。

### Ⅲ. well-beingとはなにか

保育用語辞典によると、well-beingとは次のように示されている。

1946年の世界保健機構（WHO）憲法草案において、「健康」を定義している記述の中で「良好な状態（well-being）」として用いられており、近年の社会福祉分野においては、現代的ソーシャルサービスの理念としても使われている用語。個人の権利や自己実現が保障され、身体的・社会的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念である<sup>16)</sup>。

well-beingはその濫觴を世界保健機関（WHO）の世界保健機関憲章（Constitution of The World Health Organization）に見ることができる。well-beingはQ.O.L.（Quality of Life）の目的概念と位置付けられており、健康という概念はより良く生きることやより良い日々を送

ることとして捉えており、この健康な状態こそwell-beingでありQ.O.Lの到達目標となっているのである<sup>17)</sup>。そして、1989（平成元）年11月20日の第44回国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」（Convention on the Rights of the Child）としても重要視されているのである<sup>18)</sup>。

#### IV. 保育者養成課程について

保育者養成課程は一般的に幼稚園教諭（教職）課程の教員養成、保育士課程の双方を指している。まず、この養成課程における現状を概観しておきたい。

##### (1) 幼稚園教諭（教職）課程

2017（平成29）年から2018（平成30）年にかけて、保育指針、教育・保育要領、教育要領が改訂し適用された。この改訂と同じくして、教育職員免許法ならびに教育職員免許法施行規則も改訂・適用され、大学等が教職課程を編成する際の指針であるコアカリキュラムが新たに策定された<sup>19)</sup>。特に、幼稚園教諭免許の授与を受ける場合、それまでの「教科」に関する科目は「領域及び保育内容の指導法に関する科目」（第二欄）となり、「領域に関する専門的事項」「保育内容の指導法（情報機器の操作及び教材の活用を含む。）」となった。コアカリキュラムが策定されたこと、そして「領域及び保育内容の指導法に関する科目」に関するコアカリキュラムも策定された。今般にコアカリキュラムの策定は、刮目すべき事象であるが、次節で叙述する保育士課程と比較すると遅きに失した感がある。

##### (2) 保育士課程

2018（平成30）年4月27日に「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」が改訂され、「（別紙1）指定保育士養成施設指定基準」「（別紙2）保育実習実施基準」「（別紙3）教科目の教授内容」も改訂され、2019（平成31）年4月1日より施行された<sup>20)</sup>。系列数はそれまでの5系列から4系列に整理、統合される。とりわけ、「保育の表現技術」の系列は廃止され、「保育内容の指導法」に収斂された。

保育士養成課程の体系化の経緯について、教育学を専門とする前 正七生が当時の保母養成における「保母養成専門教科目教授内容ソースブック」、そして2003（平成15）年発出の「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の存在を挙げて説明している<sup>21)</sup>。保育士資格は2001（平成13）年の児童福祉法の改訂により名称独占化されたが、それ以前の保母養成からも養成課程の教科目の内容が明示されていた経緯を改めて指摘しておくとともに、囑目すべき事象である。

##### (3) 両養成課程を俯瞰して

コアカリキュラム（幼稚園教諭（教職）課程）の策定や指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（保育士課程）による改訂は、保育指針、教育・保育要領、教育要領の改

訂と連動したものである。

この改訂の流れについて、改めて指摘しておかなければならないこととして、保育指針と教育要領は1963（昭和38）年10月28日に発出された「幼稚園と保育所の関係」（文部省初等中等教育局長／厚生省児童局長）がある。この中で、「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと」と示されている<sup>22)</sup>。1964（昭和39）年に教育要領が改訂、1965（昭和40年）に保育指針が制定される。双方とも六領域（保育指針：健康、社会、自然、言語、音楽、造形、教育要領：健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画制作）となっている。以後、1989年以降の改訂から教育要領、保育指針とも五領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）となり、2014（平成26）年制定されたに教育・保育要領でも同様である。保育指針、教育要領、教育・保育要領は、その共通する発達区分（いわゆる年齢）のねらい及び内容、つまり教育に関するものは制度上使用しない名称を除き共通化しているのである<sup>（注4）</sup>。そして今般に至るわけである。

このようなことから、両養成課程における保育指針、教育・保育要領、教育要領を取り扱う教科目のうち、教育に関するもの、つまり領域（五領域）に関しては、制度上機能が異なる部分（例えば、3歳未満児）<sup>（注5）</sup>を除き同様となるはずである。そして、先の示した無藤隆らは、この共通したモデルカリキュラムを提示しているのである<sup>23)</sup>。

最後に、このような両養成課程の近似化は、乳幼児教育における「育みたい資質・能力」を涵養するうえでの必要とされる保育／教育内容の近似化に他ならない。

## V. 保育内容／領域 健康におけるwell-being再考

保育指針、教育要領、教育・保育要領の共通化については、先に叙述した。次に、保育内容／領域 健康に焦点をあて、同領域からwell-beingを再考したい。

図表1～3には、三つの視点：健やかに伸び伸びと育つ、五領域：健康について示した。発達区分ごとに、図表1および図表2には保育指針、教育・保育要領、図表3には教育要領、保育指針、教育保育要領の「示される事項」「ねらい」「内容」を示している。三つの視点、五領域とも乳幼児教育制度は異なるが、共通化した内容となっている。

まず、領域 健康については、1956年（昭和31）年の教育要領に初めて示されたが、「保育内容の原点」<sup>（注6）</sup>とすることができる「保育要領－幼児教育の手引き－」（以下、「保育要領」とする。）では、「健康保育」という保育内容で出現している<sup>24)</sup>。1948（昭和23）年である。この健康保育の内容は、現在の保育指針や教育・保育要領の「全体的な計画」における「食育計画」や「保健計画」、あるいは「健康及び安全」と近似している。戦後、「日本国憲法」「教育基本法」「学校教育法」が相次いで制定された中で保育要領が示された。その中で健康保育が出現し、今日に至るまで保育内容／領域 健康が連綿と提示されていることは、乳幼児における健康が極めて重要視されている証左に他ならない。

次に、保育内容／領域 健康で取り上げる、健康に対する根本的な原理について検討してみたい。無藤 隆は保育内容／領域 健康を保育者養成課程で取り上げる場合、W.H.O.の

図表 1 三つの視点：健やかに伸び伸びと育つ

|           | 保育所保育指針   | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領   |
|-----------|---|--|
| 発達区分      | 乳児保育  | 乳児期の園児   |
| 視点・示される事項 | <b>ア 健やかに伸び伸びと育つ</b><br>健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。  | <b>健やかに伸び伸びと育つ</b><br>〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。〕   |
| ねらい       | (ア) ねらい<br>① 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。<br>② 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。<br>③ 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。   | 1 ねらい<br>(1) 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。<br>(2) 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。<br>(3) 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。  |
| 内容        | (イ) 内容<br>① 保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。<br>② 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。<br>③ 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。<br>④ 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。<br>⑤ おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。 | 2 内容<br>(1) 保育教諭等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。<br>(2) 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。<br>(3) 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。<br>(4) 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。<br>(5) おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。 |

図表 3 保育内容／

|           | 幼稚園教育要領  |
|-----------|--|
| 発達区分      |  |
| 視点・示される事項 | <b>健康</b><br>〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕   |
| ねらい       | 1 ねらい<br>(1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。<br>(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。<br>(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。   |
| 内容        | 2 内容<br>(1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。<br>(2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。<br>(3) 進んで戸外で遊ぶ。<br>(4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。<br>(5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。<br>(6) 健康な生活のリズムを身に付ける。<br>(7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排せつなどの生活に必要な活動を自分でする。<br>(8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。<br>(9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。<br>(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 |

図表2 保育内容／領域：健康（1歳及び2歳）

|           | 保育所保育指針  | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領   |
|-----------|--|--|
| 発達区分      | 1歳以上3歳未満児  | 満1歳以上満3歳未満の園児  |
| 視点・示される事項 | 健康<br>健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。  | 健康<br>〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕  |
| ねらい       | (ア) ねらい<br>① 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。<br>② 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。<br>③ 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ   | 1 ねらい<br>(1) 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。<br>(2) 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。<br>(3) 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。  |
| 内容        | (イ) 内容<br>① 保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。<br>② 食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。<br>③ 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなどの全身を使う遊びを楽しむ。<br>④ 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。<br>⑤ 身の回りを生活に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身につく。<br>⑥ 保育士等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。<br>⑦ 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。 | 2 内容<br>(1) 保育教諭等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。<br>(2) 食事や午睡、遊びと休息など、幼保連携型認定こども園における生活のリズムが形成される。<br>(3) 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなどの全身を使う遊びを楽しむ。<br>(4) 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。<br>(5) 身の回りを生活に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身につく。<br>(6) 保育教諭等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。<br>(7) 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。 |

領域：健康（3歳）

|  | 保育所保育指針   | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領   |
|--|---|--|
|  | 3歳以上児   | 満3歳以上の園児   |
|  | 健康<br>健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。   | 健康<br>〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕  |
|  | (ア) ねらい<br>① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。<br>② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。<br>③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。  | 1 ねらい<br>(1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。<br>(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。<br>(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。   |
|  | (イ) 内容<br>① 保育士等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。<br>② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。<br>③ 進んで戸外で遊ぶ。<br>④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。<br>⑤ 保育士等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。<br>⑥ 健康な生活のリズムを身に付ける。<br>⑦ 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排せつなどの生活に必要な活動を自分でする。<br>⑧ 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。<br>⑨ 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。<br>⑩ 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 | 2 内容<br>(1) 保育教諭等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。<br>(2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。<br>(3) 進んで戸外で遊ぶ。<br>(4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。<br>(5) 保育教諭等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。<br>(6) 健康な生活のリズムを身に付ける。<br>(7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排せつなどの生活に必要な活動を自分でする。<br>(8) 幼保連携型認定こども園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。<br>(9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。<br>(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 |

Constitution of The World Health Organization (世界保健機関憲章) の前文において示されて、一般的に理解されている健康の定義を参照することを推奨している<sup>25)</sup>。健康に定義は次の通りである。

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが 満たされた状態にあることをいいます (注7), 26)。

そして、子どもの健康の意味を次のように述べている。

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です (注8), 27)。

Constitution of The World Health Organizationの前文で、健康の定義や子どもの健康の意味を「幸福、協調、および安全の基礎」の諸原則となることを宣明しているのである<sup>28)</sup>。

更に、保育内容／領域 健康で取り上げる、子どもの健康に対する根本的な原理について検討してみたい。保育内容／領域 健康は、保育指針や教育・保育要領において、「養護 (生命の保持と情緒の安定)」と密接な関係性があることを示している。特に、保育所の保育や幼保連携型認定こども園の保育や教育においては、乳児保育 (乳児期の園児) の保育や3歳未満児 (満3歳未満の園児) がそれに該当する<sup>29)</sup>。幼稚園は教育 (五領域) がその機能となるわけであるが、子どもと保育者の関わりの中で養護的な関わりがないというわけではない。むしろ、子どもを取り巻く社会状況、子育てをする家庭の状況、特別の支援を必要とする子どもの状況を総合的に考慮すれば、養護的な視点は幼稚園教育の中においても、十分に考慮する必要があるだろう。こうした、養護的な視点を含めた子どもの健康を考察する際に、Convention on the Rights of the Child (「児童の権利に関する条約」) を参照することが枢要であると言える。児童の権利に関する条約は国際連合が1989 (平成元) 年に採択し、日本は1994 (平成6) 年に批准している。同条約では「子どもの最善の利益」(第3条) が示されている。同条約の前文や第6条 (生命に対する固有の権利) に示されている。

#### Preamble

Recognizing that the child, for the full and harmonious development of his or her personality, should grow up in a family environment, in an atmosphere of happiness, love and understanding,

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

Taking due account of the importance of the traditions and cultural values of each people for the protection and harmonious development of the child,

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

**Article 6.**

1. States Parties recognize that every child has the inherent right to life.
2. States Parties shall ensure to the maximum extent possible the survival and development of the child

**第6条**

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

同条約第24条（健康を享受すること等についての権利）が示されている。

**Article 24**

1. States Parties recognize the right of the child to the enjoyment of the highest attainable standard of health and to facilities for the treatment of illness and rehabilitation of health.

**第24条**

1. 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める<sup>30)</sup>。

特に同条約24条はConstitution of The World Health Organizationの前文でも次のように述べられていることと対比できる。

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです<sup>31)</sup>。

つまり、子どもにとっての健康や成長は基本的人権や最善の利益を構成する核心的なものと言える。

最後に、これまで検討してきた通り、世界保健憲章の前文における健康の定義、児童の権

利に関する条約における健康や成長に関する言及は、保育指針では「第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則」、教育・保育要領では「第1章 総則 第1」幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等」、教育要領においても「第1章 総則 第1」においても示されているのである。well-beingは子どもの健康を考えるうえで、重要な目的概念であり、その過程で世界保健憲章の前文における健康の定義のみならず、児童の権利に関する条約も取り上げる必要があることを強調しておきたい。

## VI. 若干の考察とまとめ

well-beingは2000年代前半に大幅な児童福祉関係諸法令の改訂時に脚光を浴びた。当時においても、児童に関わる社会的な問題は深刻化していた。児童福祉制度の碩学である柏女霊峰は、戦後の福祉サービスの再構成と児童福祉関係諸法令の大幅な改訂を行う際に、保育所と保育サービス<sup>(注9)</sup>の方向性に親と子のウェルビーイングを図るという提言を行っている<sup>32)</sup>。児童福祉法の法体系の中で、子どもの最善の利益を十分に考慮し、保育所と子ども、保護者のウェルビーイングを図る提言は秀抜である。また、当時は喧しかった「幼保一元化」を挙げ、機能論の枠組みを超えることも提言している。しかし、ここでは乳幼児教育のもうひとつの大きな柱である幼稚園についての言及はその性質から為されていない。これは、社会福祉基礎構造改革の文脈で語られてきたからである<sup>33)</sup>。

子どもにとって良好な状態 (well-being)、つまり健康や発育は幼児教育にとって最も重要で重い課題である。それは、先に示した通りである。特に、乳幼児のwell-beingを検討するにあたり、制度上の枠組みの中で関乏があるとすれば、子どもの最善の利益を担保していないことになる。乳幼児教育 (Early Childhood Education and Care) であり、その内容と質の担保が子どものwell-beingを保障して行くことにつながっていくのである。

乳幼児教育は環境を通した保育／教育を通して行うものであり、その内容は「三つの視点」や「五領域」を通して行うものである。特に、保育内容／領域 健康は養護と密接な関係性にあり、保育内容／領域 健康が他の領域を支持する構造にある。子どもにとっての良好な状態 (well-being) や健康は、子どもが自ら環境に関わって、自らを成長させてゆくことにつながるのである。

### 参考文献

- (1) 2018 保育所保育指針 厚生労働省。
- (2) 2018 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府他。
- (3) 2018 幼稚園教育要領 文部科学省。
- (4) 『現代のエスプリ 子どものウェルビーイング』至文堂, No.453, 2005.
- (5) 柏女霊峰、山本真実『新時代の保育サービス』フレーベル館, 2000.
- (6) ピーター・グレイ著、吉田新一郎訳『遊びが学びに欠かせないわけ』築地書館, 2018.
- (7) 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会編著『子どもの権利 ガイドブック【第2版】』明石書店, 2017.

- (8) 波多野里望『改定版 児童の権利条約』有斐閣，2005.
- (9) 木府千昌、福田雅章「子どもの権利条約ハンドブック」自由国民社，2016.
- (10) キャロル・アーチャー、イラム・シラージ著、秋田喜代美監訳『体を動かす遊びのための環境の質』評価スケール』明石書店，2018.
- (11) OECD編著『OECD保育白書』明石書店，2011.
- (12) OECD編著『OECD保育の質向上白書』明石書店，2019.
- (13) OECD編著『社会的情動的スキル』明石書店，2018.
- (14) 大塩まゆみ「子どものウェルビーイングの現状と課題－保育政策の動向－」社会政策2012, No3. Vo.3, pp.91-102.
- (15) 伊藤良高「幼稚園・保育所の『一体化』『一元化』と幼児教育・保育行政の連携－認定こども園制度を中心に－」日本教育学会年報，2008, No.34, pp.55-72.
- (16) 清水将之、相楽真紀子編著『改定版 内容・領域 健康』わかば社，2018.
- (17) 清水将之「幼稚園教育要領における領域『健康』の変遷－保育要領と幼稚園教育要領を俯瞰して」淑徳大学短期大学部研究紀要，2017, No.56, pp.81-97.
- (18) 清水将之「保育者養成課程における体育の授業実践－教科から保育内容／領域の指導法への転換の試み－」淑徳大学高等教育開発研究センター年報，2018, Vol5, pp.37-50.
- (19) 民秋 言編著『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷』萌文書林，2017.

## 注釈

- (注1) 今般の指針、教育・保育要領、教育要領では「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」などが示されている。こうした点が強調されたのは、むしろ子どもにとって「主体的・対話的な深い学び」である、「主体的な（深い）遊び」が形骸化した結果であると指摘しておきたい。
- (注2) 本書は保育者養成課程のカリキュラム編成に大きな示唆を与えるものである。しかし、本書の出自について様々な議論がある。なぜならば、無藤 隆は文科省中央教育審議会教育課程部会長である。
- (注3) OECDはそもそも「国際経済全般について協議することを目的とした国際機関」であり、いわゆる先進国クラブと称される（揶揄される）こともある。こうしたOECDの姿勢に対して、一考を投げかける論調もある。なお、なお、2019（令和1）年12月3日のOECDのプレスリリースによると、2018年度のPISAテストの結果では、2015年の結果と比較して日本の15歳の読解力が大幅にダウンしているという。これはすでに新井紀子が指摘していた。  
<http://www.oecd.org/tokyo/newsroom/young-people-struggling-in-digital-world-finds-latest-oecd-pisa-survey-japanese-version.htm> 執筆時点での有効性を確認できている。
- (注4) こうした3制度は結局「大人」の都合上制度で分かれているだけであり、保育や教育を享受する「子ども」の側（立場）から見れば、まったく意味のないことである。保育内容／領域 健康の授業でこの内容を取り上げると、前述のリアクションをする学生が多く存在する。また、幼稚園で展開されている教育内容を実習生の立場から見ると、教育要領から大きく逸脱した状況に疑問を呈する学生も多い。保育指針、教育要領、教育・保育要領に準拠した授業内容を展開すればするほどである。痛快である。

- (注5) 乳児保育(乳児期の園児)と1歳以上3歳未満児(満1歳以上満3歳未満の園児)のことである。つまり、3歳未満児のことである。
- (注6) 情緒的であるが、当時の時代背景(第2次世界大戦後)からみれば、「誰が子どもを育てるのか」という点で承允することができる。
- (注7) 訳語としては諸説ある。筆者訳では「健康とは、病気や弱っていないということではなく、身体的、精神的、社会的にもすべてが満たされた状態のことをいう。」
- (注8) (注7)に同じ。「児童(子ども)の健康的な発育は根本的な重要性を持つ。変化するさまざまな環境の中で、調和のとれた生活をする能力は発育に不可欠である。」
- (注9) 筆者は、当時から「保育サービス」という定義に違和感をもっていた。保育とは養護と教育が一体化したものであるからである。保育サービスは当時の待機児童問題と保護者のニーズの中で生まれてきた、いわば「大人」目線の話であり、果たして乳幼児教育の享受者であり、その主体である「子ども」の立場をどの程度尊重できたのだろうか。

## 脚注

- 1) 認定こども園制度は、いわゆる「子ども・子育て関連3法」(「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)」)。
- 2) 平成30年度全国保育士養成協議会のシンポジウム(平成30年9月15日)において、陰山英男らによる被差別部落における学習支援の事例を挙げリテラシーの重要性を指摘。
- 3) A.I.(Artificial Intelligence)による、職業代替可能性である。株式会社 野村総合研究所と Carl Benedikt Frey and Michael A. Osborneが共同研究を行っている。昨今では一般的にフレイとオズボーンの研究と呼称されている。
- 4) 義務教育修了段階の15歳の生徒が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するもの。OECD PISA2015 Result in Focus. <https://www.oecd.org/pisa/pisa-2015-results-in-focus.pdf>. 新井紀子『AI VS. 教科書が読めない子どもたち』東洋経済, 2018. p.184.
- 5) 2018 保育所保育指針 厚生労働省, 2018 幼稚園教育要領 文部科学省, 2018 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府他.
- 6) 一般的に「子どもの権利条約」と呼称されている。本研究では日本国政府の政府機関が使用する「児童に関する条約」を使用することとする。
- 7) 児童の権利に関する条約 全文及び第6条。発達権。
- 8) <https://www.japan-who.or.jp/commodity/index.html> 執筆時点での有効性を確認できている。また、清水将之、相楽真紀子編著『改定版 内容・領域 健康』わかば社, 2018. p.162.
- 9) 無藤 隆代表 保育教諭養成課程研究会編『幼稚園教諭養成課程をどう構成するか〜モデルカリキュラムに基づく提案〜』萌文書林, 2017.
- 10) 9)に同じ。pp.39.
- 11) 木村直子『『子どものウェルビーイング』とは』現代のエスプリ 至文堂, No.453, pp.31-32.

- 12) OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development. PISAテスト : Programme for International Student Assessment. 義務教育修了段階の15歳の生徒が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するもの。 OECD PISA2015 Result in Focus. <https://www.oecd.org/pisa/pisa-2015-results-in-focus.pdf> 執筆時点での有効性を確認できている。  
なお、2019年12月3日のOECDのプレスリリースによると、2018年度のPISAテストの結果では、2015年の結果と比較して読解力が大幅にダウンしているという。
- 13) 伊藤良高「幼稚園・保育所「一体化」「一元化」と幼児教育・保育行政の連携－認定こども園制度を中心に－」日本教育行政学会年報 34 (0), p.55-72, 2008.
- 14) 大塩まゆみ「子どものウェルビーイングの現状と課題－保育政策の動向－」社会政策, 3 (3), 91-102, 2012.
- 15) 島中宗一編「子どものウェルビーイング 子どもの『健幸』を実現する社会を目指して」至文堂, No.453, 2005.
- 16) 森上史朗、柏女霊峰編『保育用語辞典』ミネルヴァ書房, 2015, p.210
- 17) 11) に同じ。
- 18) 11) に同じ。 p.35.
- 19) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm) 執筆時点での有効性を確認できている。
- 20) 本改訂は「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」(2017年12月4日保育士養成課程等検討会) 等に基づいている。
- 21) 清水将之、前 正七生他「教育実習 I (幼稚園)におけるドキュメント改訂の試み－幼稚園教育要領の改訂と教職課程コアカリキュラムの策定を受けて－」淑徳大学高等教育研究開発センター年報, 2019, No.6, p.38.
- 22) 民秋 言編著『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷』萌文書林, 2017. p.11. ミネルヴァ書房編集部『保育小六法 2018』ミネルヴァ書房, 2018, p.519
- 23) 9) に同じ。
- 24) 22) に同じ。 p.36, pp.65-67.
- 25) 9) に同じ
- 26) 8) に同じ。
- 27) 8) に同じ。
- 28) 8) に同じ。その部分は前文の冒頭にある。THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:
- 29) 清水将之、相楽真紀子編著『改定版 内容・領域 健康』わかば社, 2018. pp.17-18.
- 30) [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/je\\_pamph.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/je_pamph.pdf) 執筆時点で有用性を確認できている。
- 31) 8) に同じ。
- 32) 柏女霊峰、山本真実『新時代の保育サービス』フレーベル館, 2000. p.5, pp.174-179.
- 33) 32) に同じ。 pp.102-105.